第十七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ６）（第十条関係）

公的年金等支払報告書（総括表）

種　別	整理番号	
※	※	※

市町村長　殿

令和　　年　　月　　日提出

公的年金等支払者の法人番号			
フリガナ 公的年金等支払者の名称		受給者総人員	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		報告人員	人
フリガナ 同上の所在地		所属税務署名	税務署
公的年金等支払者が法人である場合の代表者の氏名		公的年金等の支払方法及びその期日	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名　　課　　係 （電話　　）		

第17号の２様式記載要領

1　この公的年金等支払報告書（以下「支払報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の６第４項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）について使用すること。

2　１月１日現在において公的年金等の支払をしている者で、公的年金等に係る所得について所得税を源泉徴収する義務のある者は、この報告書を１月31日までに関係市町村に提出すること。

3　「公的年金等支払者の法人番号」欄には、公的年金等支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

4　「公的年金等支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載すること。公的年金等支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載すること。

5　「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載すること。

6　「受給者総人員」欄には、１月１日現在において公的年金等の支払をする事務所、事業所等から公的年金等等の支払を受けている者の総人員を記載すること。

7　「報告人員」欄には、提出先に市町村に対して「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員を記載すること。

8　「公的年金等の支払方法及びその期日」欄には、毎月20日、３ヵ月毎の20日等と記載すること。

9　※の欄は記載しないこと。

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	※区分		個人番号					
	住所							
	(フリガナ)		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和
	氏名			年	月	日		

区分	支払金額		源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千	円	千	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分				
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分				
所得税法第203条の3第7号適用分				

本人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他			
						人	人	人	人	内 人	人	人	千	円

源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
(フリガナ)	区分	配偶者の合計所得		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分
氏名		円	1	氏名		1	氏名	
個人番号		48万円以下		個人番号			個人番号	
(摘要)			2	(フリガナ)	区分	2	(フリガナ)	区分
				氏名			氏名	
				個人番号			個人番号	

支払者	法人番号			
	所在地			
	名称		電話番号	

第17号の2様式別表記載要領

1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。
3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。
7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
（イ） 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
（ロ） 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
（ハ） 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。
9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
（イ） 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
（ロ） 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、48万円以下である場合には「48万円以下」の項に★印を記載すること。
14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載すること。
15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
16 ※の欄には、記載しないこと。